

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期整備事業における運営・維持管理能力強化支援【有償勘定技術支援】 (QCBS)

調達管理番号：23a00227

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年6月14日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年6月14日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期整備事業における運営・維持管理能力強化支援【有償勘定技術支援】（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年8月～2024年2月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
インフラ技術業務部 有償技術審査室
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 6月 20日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 6月 28日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答 6月21日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 6月 26日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 7月 3日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 7月 7日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 7月 21日 14時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先： e-propo@jica.go.jp ）

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい	60~70%

ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80% 未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80% を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80% を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80% 未満の場合は、上限額の 80% を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期整備事業における運営・維持管理能力強化支援【有償勘定技術支援】（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

（1）当該国における運輸交通（鉄道）セクター開発の現状・課題及び本業務の位置付け

エジプトは2010年から10年で2000万人が増加するなど人口増加が著しく、2020年には人口1億人を突破し、うち大カイロ首都圏には全人口の約2割が集中している。人口増加に伴う車両数の増加によって交通渋滞が慢性化している。また、国連推計によると、同国の人口は今後も長期に亘り1年ごとに約2%の上昇率で推移し、2030年には1.2億人、2050年には1.5億人と、世界9位の人口規模になると予測されていることから、人口増加に伴う交通渋滞の一層の深刻化が懸念されている。

エジプト政府の国家計画としては、2007年に住宅・公共施設・都市開発省国土開発計画庁が作成した「カイロ・ビジョン2050」が2007年度に国会承認されている。同ビジョンにおいては、大カイロ首都圏の交通モードの拡充に向け15路線の地下鉄整備構想が提案され、カイロ地下鉄三号線と四号線については特に緊急性の高い事業と位置付けられている。現在四号線第一期整備事業（以下、「四号線」という）は我が国の円借款支援により建設が進められており、鉄道システム、車両調達について本邦企業が受注している（2029年3月完成予定）。本業務では、四号線完成後の円滑な運営の必要性に鑑み、運営・維持管理（O&M）の体制整備に係る支援を行う。具体的には、O&M分野での本邦企業の参画可能性を念頭に置き、周辺既存路線の運営状況、他国都市鉄道のO&M契約の分析等を通じ、四号線O&Mの運営形態や契約条件について適切なモデルを提案することを目的とする。

（2）運輸交通（鉄道）セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本業務の位置付け

我が国は、対エジプト・アラブ共和国国別開発協力量針（2020年9月）の中で、重点分野の一つとして「持続的経済成長の促進」を掲げ、その下で、都市交通を含めた基幹インフラ整備支援等を行う「社会・経済インフラ整備」を重点開発課題の一つとして掲げている。また、対エジプト・アラブ共和国JICA国別分析ペーパー（2016年3月）においては、重点分野の一つとして、「包摂的・持続的な成長の実現」を掲げ、開発課

題「社会・経済インフラ整備」の改善に資する協カプログラムとして「運輸交通整備支援プログラム」を挙げている。

また JICA のグローバル・アジェンダ「運輸交通」の課題別指針では鉄道輸送の改善のために「運営・維持管理の強化」が目標として挙げられており、開発途上国における都市鉄道の O&M 体制づくりを支援することは、これら方針・分析に合致する。

2020 年に日本政府が策定した「インフラシステム海外展開戦略 2025」においても、日本企業の O&M 海外展開を促進するため O&M を対象とする円借款、海外投融資等の支援案件を積極的に推進することが具体的施策として挙げられており、インフラの O&M 面でのソフト支援に JICA が貢献することが期待されている。

（3）当該セクター／地域における他の援助機関の対応

フランス開発庁 (AFD) をはじめ、欧州投資銀行 (EIB) 及び欧州復興開発銀行 (EBRD)、欧州連合 (EU)、中国輸出入銀行 (C-EXIM)、イギリス輸出金融 (UKEF) 等が当該セクターで事業を実施している。

カイロ地下鉄一号線（全長 44km。フェーズ 1 が 1987 年に開通、2002 年に全線開通。）の建設に係る資金支援は AFD、EIB 及び EBRD、技術支援はフランス政府により実施された。カイロ地下鉄二号線（フェーズ 1 が 1996 年に開通、2005 年に全線開通。）の建設に係る資金はエジプト予算にて実施された。カイロ地下鉄三号線（フェーズ 1 が 2012 年開通、フェーズ 2 が 2014 年に開通、フェーズ 3 及びフェーズ 4 は建設中、2024 年に開通予定）の建設に係る資金支援は AFD、EU 及び EIB、技術協力は EU により実施されている。地下鉄以外の都市鉄道については、新首都 LRT は C-EXIM による資金支援、新首都モノレールは UKEF が資金支援している。

（4）附帯する円借款/海外投融資事業との関係性

本案件は、現在円借款・本邦技術活用条件 (STEP) で実施中の「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業」に附帯して、最適な O&M 体制の検討、提案を行い完成後の開発効果の最大化を支援するもの。本邦技術を活用した質の高いインフラを持続的に運営・維持管理していく体制整備を有償勘定技術支援で提案する意義は大きい。

現在カイロ地下鉄一、二号線の運営は国営のエジプト地下鉄会社によって実施されているが、二号線の車両の維持管理業務を本邦企業（三菱商事）が一部請負っている。また、三号線の O&M は仏パリ交通公団が 2020 年より 15 年契約で請負っている。他方、四号線については協力準備調査時点（2010 年）では一、二号線と同じくエジプト地下鉄会社による運営が想定されていたが、その後三号線の O&M が外部委託されたことから、四号線についても実施機関であるトンネル公団 (NAT) および運輸省から、外部委託を前提とした O&M に関する検討依頼が接到了（2023 年）。

上記を踏まえ、O&M 分野での本邦企業の参画可能性を念頭に、NAT が事業完工と共に O&M を円滑に開始できるよう本業務を通じて必要な情報を提供、ならびに適切な O&M モデルを提案することで、円借款事業の効果発現を目的とする。

第 3 条 業務の概要

業務の概要は以下の通り。

（1）業務名

エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期整備事業における運営・維持管理能力強化支援【有償勘定技術支援】(QCBS)

(2) 業務概要

カイロ地下鉄四号線第一期整備事業（以下、「四号線」という）を対象に以下の業務を実施する。

1) 業務の実施方法

- ・大カイロ首都圏の既存路線における運営状況、日本および他国での O&M 体制等、先方実施機関が四号線 O&M 体制を検討するための情報を整理する。
- ・四号線に適切な O&M モデルを検討、提案する。

2) 業務内容

以下の項目について調査を実施し、それらの結果を踏まえて四号線に適切な O&M モデルについて報告書を作成する。

- ・大カイロ首都圏既存路線の運営状況や既存 O&M 契約内容及び実施体制の確認
- ・鉄道 O&M に関係する現地法制度および O&M 外部委託において想定される課題の整理、検討、提案
- ・四号線の収益構造の分析及び将来収支予想の実施
- ・日本および他国（欧州、アジア）における鉄道 O&M 契約に関する先行調査のレビュー、情報収集
- ・上記を踏まえた四号線 O&M に適切な契約条件の検討
- ・O&M に関わる外部資金の活用可能性検討

(3) 対象地域

大カイロ首都圏

(4) 関係官庁・機関

本業務の対象となる事業に関する相手国関係官庁・機関は以下の通りである。但し、業務の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨を発注者に報告し、確認を取り、了解を得た上で業務を継続すること。

1) 実施機関

- ・トンネル公団（NAT）

2) その他関係官庁・機関

- ・エジプト運輸省

第4条 業務の目的

本業務では、エジプト・アラブ共和国大カイロ首都圏の既存路線の運営状況、現状課題の整理を通じて、四号線に最適な O&M 事業の運営形態や契約条件について検討、選択肢を提案すること。

第5条 業務の範囲

本業務は「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 業務の実施方針及び留意事項

- (1) O&M 事業に関わる円借款の活用可能性検討

- ・四号線のO&Mに必要となるリソース（人員・資金・資機材等）を特定し、その上で四号線に適したO&M体制（運営主体、資産整備、需要リスクの検討）の選択肢を提示すること。
- ・本邦鉄道事業者の進出も見据えて、海外企業の参入障壁が低く、かつ競争力を発揮できるO&M体制の在り方及びその実現のための方策について検討すること。

（２）発注者への事前説明・確認

説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国関係官庁・機関に提示する場合には、その内容について発注者に事前に説明し、その内容について確認を取り、了解を得るものとする。

相手国政府、特に実施機関との間で業務方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。なお、発注者への説明については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。説明後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を取ること。

（３）先行業務・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本業務に先立って実施されている先行業務・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うものとする。また、先行業務・既往事業から得られる情報と本業務で必要な事項について整理し、本業務で調査すべき事項についてその理由を明記するものとする。

（４）エジプト政府によるセキュリティクリアランス

エジプト政府関係者と協議面談を行う際、エジプト治安当局によるセキュリティクリアランスの許可を取得することが必須となる。セキュリティクリアランス申請は業務従事者決定後に可能となり、同許可取得までは2か月を下回らない期間を要する見込みである。また、2か月を大きく上回る期間を要するなど許可取得までの遅延も想定されることから、その場合には、改めて発注者と業務期間、工程等の検討を行う。セキュリティクリアランスのレベルは国籍や活動内容で異なるが、日本人以外の外国人の場合は許可を得ることが難しくなる傾向にある。このため、業務従事者は日本人で構成することを推奨する。また何等かの事情で同クリアランスが特定の人物のみ取得できず、業務に大幅な遅延が生じる場合には、発注者から業務従事者の交代を指示することもあり得る。

第7条 業務の内容

（１）業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成するものとする。

（２）インセプション・レポートの作成・説明

インセプション・レポートを以下に従い作成し、説明するものとする。

1) 関連調査資料の内容を検討した上で、本業務の方針・方法を検討し、全体業務計画を策定する。相手国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体業務計画に反映する。

2) 上記を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前に提出し、確認を取る。

3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、相手国関係官庁・機関に対し、業務方針、業務計画、便宜供与依頼事項等を説明すること。また、相手国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。加えて、結果を発注者に報告し、確認を取ること。

(3) 業務の背景・必要性の整理

本業務の背景や必要性を整理するために必要な情報を収集し、整理を行うものとする。

1) 現地での情報収集事項

・エジプト国内での先行事業（地下鉄をはじめ、都市鉄道を含む）における O&M 体制の現状と課題、収支構造について、関係者にヒアリングを行い調査・分析する。また、既存路線の O&M 体制構築の際に、外部委託による組織体制・事業スキームの検討、選定に至った経緯に関して調査を行い、四号線の O&M 体制構築の参考とする。

・エジプトで鉄道 O&M 事業を行うにあたり、関連する法規制（事業者認可など）について情報収集、O&M 業務の外部委託における法規制面での制約を特定する。

2) 日本国内での情報収集事項

・エジプト、日本および他国（欧州、アジア）の O&M 体制（外部委託）について 7~8 件を目途に、文献などを通じて幅広く情報収集する。その上で民間による運営・投資別の事業スキームの類型、メリット・デメリットを整理し、どのような O&M 体制が四号線に適しているかについての検討資料を作成する。

・O&M 事業の請負が可能と想定される業者について情報収集を行う。

(4) 四号線に適した O&M 体制の検討、提案

・四号線において O&M 業務の外部委託（一部外部委託を含む）を運営モデル別に整理し、必要となる業務の抽出、人員の把握、概算コストの算出を行う。

・四号線の収益構造の分析及び将来収支予想の検討と提案を行う。

・四号線において適切な O&M 契約条件の検討と提案を行う。

・外部資金の活用可能性について検討と提案を行う。

(5) レポート等の作成・確認

1) 相手国関係官庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(6) 調査結果報告会の実施

最終報告書（案）（ドラフト・ファイナル・レポート）の作成・提出時に相手国政府及び発注者に対する調査結果報告会を実施する。本報告会に際して、事前にその内容についての資料作成、発注者に説明の上、その内容について確認を取り、了解を得ることとする。なお当該説明は、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、相手国政府への説明ではコメントを取り付けることとする。また、会議後に受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を取ること。

第 8 条 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)、4)の報告書提出時には、要約を指定の部数、報告書とは別に作成し、併せて提出すること。なお、3)の報告書提出時期については、1回の提出前提とし、より合理的な提出時期を提案すること。本契約における最終成果品は、4)最終報告書とする。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後2週間以内

部数：和文5部、英文5部（簡易製本）

3) 最終報告書（案）（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：業務結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2024年1月上旬

部数：和文5部、英文5部（簡易製本）

4) 最終報告書（ファイナル・レポート）

記載事項：業務結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2024年2月9日

部数：和文10部、英文5部、CD-R 5部

(2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで業務完了時に発注者に提出すること。

(3) その他の提出物

1) 打合簿等

相手国との各調査報告説明に係る議事録を作成し、発注者に5営業日以内に提出すること。JICA本部・事務所における会議についても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出すること。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出すること。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載すること。

3) 相手国関係官庁・機関への提出書類

相手国関係官庁・機関への提出文書は、その写しをJICA本部、および現地業務の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含めて、速やかに提出すること。

4) その他

上記の提出物のほかに、第7条で報告書に記載せず別途、発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出すること。

(4) 成果品等の仕様

インセプション・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第9条 その他の留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	大カイロ首都圏既存路線の運営状況や既存O&M契約内容及び実施体制の確認	第3条 業務の概要 (2). 業務概要 2). 業務内容
2	鉄道O&Mに関係する現地法制度およびO&M外部委託において想定される課題の整理、検討、提案	第3条 業務の概要 (2). 業務概要 2). 業務内容
3	四号線の収益構造の分析及び将来収支予想の実施	第3条 業務の概要 (2). 業務概要 2). 業務内容
4	日本および他国(欧州、アジア)における鉄道O&M契約に関する先行調査のレビュー、情報収集	第3条 業務の概要 (2). 業務概要 2). 業務内容
5	上記を踏まえた四号線O&Mに適切な契約条件の検討	第3条 業務の概要 (2). 業務概要 2). 業務内容
6	O&Mに関わる外部資金の活用可能性検討	第3条 業務の概要 (2). 業務業概要 2). 業務内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：運輸分野、鉄道分野のO&Mに係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／O&M事業モデル調査・分析
 - 鉄道経営分析
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 4.00 人月
 - 2) 業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／O&M事業モデル調査・分析）】
 - ① 類似業務経験の分野：運輸分野、鉄道分野のO&Mに係る各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：全途上国
 - ③ 語学能力：英語
 - ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：鉄道経営分析】

- ① 類似業務経験の分野：鉄道事業に係る経営分析
- ② 対象国及び類似地域：日本を含む全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程（案）

2023年8月下旬より業務を開始し、9月中旬を目途にインセプション・レポートを提出。2023年10月から11月頃までの間で現地調査を行う。2023年11月から12月上旬まで国内作業を行う。2024年1月上旬までにドラフト・ファイナル・レポートを作成・提出し、相手国政府及び発注者に対する調査結果報告会を開催する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 5.33人月（現地：1.33人月、国内：4.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／O&M事業モデル調査・分析（2号）
- ② 鉄道経営分析（3号）
- ③ O&M契約調査

3) 渡航回数を目途 全5回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本案件については、再委託による業務を想定しません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 本業務に関連するJICAの協力についてはJICA図書館
(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)
で公開しており、閲覧が可能である。

(5) 対象国の便宜供与

本業務は、エジプト政府からの便宜供与は想定していない。アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、発注者から関係機関へレターを发出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前に発注者へ相談すること。

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所、在エジプト日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

23,507,000円（税抜）

上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- １）旅費（その他：戦争特約保険料）
- ２）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- ３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- ４）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ５）**上限額を超える別提案に関する経費**

（４）定額計上について

ありません。

（５）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

カタール航空：成田→ドーハ→カイロ

エミレーツ航空：成田→ドバイ→カイロ

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

- １） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（９）その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/O&M事業モデル調査・分析</u>	(34)	(-)
ア) 類似業務の経験	13	-
イ) 対象国・地域での業務経験	3	-
ウ) 語学力	6	-
エ) 業務主任者等としての経験	7	-
オ) その他学位、資格等	5	-
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/O&M事業モデル調査・分析</u>	(-)	(-)
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国・地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>鉄道経営分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	